

ライフケア向日葵
指定居宅介護、重度訪問介護 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社ふくろうが設置するライフケア向日葵（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護）（以下、「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、居宅介護等の実施に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）をはじめ、各関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ライフケア向日葵
- (2) 所在地 滋賀県草津市若竹町 10-41 丸十ビル 4 階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1 名以上 (常勤職員)

サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 従業者 常勤換算で 2.5 名以上

従業者は、居宅介護等計画に基づき、居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及びお盆 (8/12~15)、年末年始 (12/29~1/3) までの日を除く。

(2) 営業時間 9 時~17 時 30 分までとする。

(3) サービス提供日 年中無休とする。

(4) サービス提供時間 24 時間体制とする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主な対象者)

第 6 条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

ア 身体障害者 (18 歳未満の者を除く)

イ 知的障害者 (18 歳未満の者を除く)

ウ 障害児 (18 歳未満の身体障害者、知的障害者)

エ 精神障害者 (18 歳未満の精神障害者を含む)

オ 難病患者等 (18 歳未満の者を除く)

(2) 重度訪問介護

ア 身体障害者

イ 身体障害児 (15 歳以上で、児童福祉法第 63 条の 4 の規程により児童相談所長が利用を認めた児童に限る)

(居宅介護等の内容)

第 7 条 事業所が行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成

(2) 身体介護

- ア 食事の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護、洗髪
- オ 身体の清拭
- カ 通院等の介助
- キ その他必要な身体介護

(3) 家事援助

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

(5) 前各号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言等の便宜

(2) から (4) に付帯する便宜

(利用者から受領する費用の額等)

第8条

- 1 居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市から代理受領するものとする。
- 2 事業所は、前項に定める利用者負担額について、各市が定める利用者等の所得区分等に応じて減額することができる。この場合、各市から代理受領する額は増加させず、別途、減額分の一部について公費助成を申請するものとする。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者等に対して事前に文書により説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 第1項及び第3項の費用の支払いを受けた場合は、第1項の費用については受領証を、第3項の費用については領収証を、それぞれ当該利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通所の事業の実施地域は、草津市、栗東市、守山市、野洲市、大津市京都市の全域とする。

(緊急時等の対応)

第 10 条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第 11 条 事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項又は法第 48 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により滋賀県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は滋賀県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は滋賀県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

滋賀県運営適正化委員

所在地

〒525-0072 草津市笠山 7 丁目 8-138 県立長寿福祉センター内

受付時間：月曜日から金曜日 9 時～17 時

連絡先 077-567-4107

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントに関する措置)

第19条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 法人内での身体拘束・虐待防止委員会の設置

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束・虐待防止委員会の定期的開催（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年12回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるほか、ライフケア向日葵の運営に関する重要事項については、合同会社ふくろうと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 9 月 1 日に改定した。

この規定は、平成 30 年 3 月 1 日に改定した。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日に改定した。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日に改定した。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日に改定した。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に改定した。

この規程は、令和 6 年 11 月 11 日に改定した。